

5 払い戻し金額の算定【参考】

1. 払い戻し金額は、全額自己負担の妊婦健診費用と未使用補助券の金額の低い方となります。

<パターン①>

申請いただいた領収書の金額（自費の妊婦健診費用）が未使用補助券の金額に満たないとき。



実際に払い戻す額は、領収書の金額となります。



<パターン②>

申請いただいた領収書の金額（自費の妊婦健診費用）が未使用補助券の金額より高いとき。



実際に払い戻す額は、未使用補助券の金額となります。



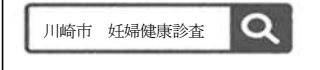
2. 1回の妊婦健診に対して、1枚の未使用補助券が払い戻しの対象となります。

同封された領収書等のコピーと未使用補助券が複数枚あるときは、審査の上、対応する補助券を決定します。

6 申請書類配布窓口及び電話番号

名称	電話番号
川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-201-3214
幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-556-6729
中原区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-744-3308
高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-861-3315
宮前区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-856-3302
多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-935-3264
麻生区役所地域みまもり支援センター地域支援課	044-965-5234

申請書のダウンロードや申請方法・事業の詳細の確認等は、市ホームページを御確認ください。



7 申請書類の送付先及び問合せ先

〒210-8577 （市役所専用郵便番号ですので住所は省略できます）

川崎市子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当 妊婦健診助成担当 宛て

☎ 044-200-2450

※ほかの事業の申請書類との混在を防ぐため、必ず「妊婦健診助成担当あて」と記載してください。

※併せて新生児聴覚検査費用の払い戻しの申請をする場合は、「妊婦健診助成担当、新生児聴覚検査助成担当あて」のように、列記してください。

※差出人の住所・氏名を必ず記入してください。

妊婦健診費用の払い戻しのご案内

妊婦健診で補助券を使えなかった場合は、川崎市に郵送で払い戻しの申請をすることができます（なお、補助券は金券でないため、補助券単独では換金できませんので、ご注意ください）申請の前に、川崎市のホームページを必ずご確認ください。

1 払い戻し制度について

○払い戻しを受けることができる方

健診受診日に川崎市に住民登録があった妊婦または産婦で、次のいずれかの条件を満たす方

※最後の妊婦健診から1年以内に申請してください。

- 1 協力医療機関以外で妊婦健診を受診した場合
- 2 協力医療機関で受診したが、健診費用が補助券の金額未満のため使用できなかった場合（21,000円の補助券は除く）
- 3 多胎児を妊娠した妊婦が、交付された補助券の枚数を超えて妊婦健診を受診した場合（最大5回、1回あたり5,000円を上限とする）

○健診受診施設別の補助券利用可否

妊婦健診費用補助券	枚数	医療機関	助産院
21,000円券	1	○	×
8,000円券	3	○	×
6,000円券	2	○	○
4,000円券	8	○	○

○次のものは、払い戻しの対象外となります

- 1 妊娠判定や胎児の心拍確認、胎嚢の確認までの経過観察に関する検査費用や、これに伴う診察費用（受診状況によっては、複数回妊娠判定などの検査を行う場合があります）
- 2 妊婦健診ではない費用
（例 両親学級等の費用、薬代、物品、出生前診断等の検査費用、産後健診、その他医療機関に問い合わせた結果、妊婦健診ではないと確認したもの）
- 3 健康保険が適用されている費用 ※妊婦健診は健康保険の適用外です
- 4 文書料 ※紹介状など
- 5 市で受診内容が把握できない費用
（例 診療報酬明細書のコピーの添付がなく、診療内容に関する照会に対して、医療機関から回答が得られない場合）
- 6 海外で受診した妊婦健診費用
- 7 川崎市転入前または転出後に受診した妊婦健康診査費用
※転入前または転出先の自治体に申請してください
- 8 すでに補助券を利用した場合の差額の自己負担
- 9 補助上限回数（14回）を超えた分の妊婦健康診査費用（多胎児を妊娠された方は除く）
- 10 多胎妊婦への追加補助上限回数（5回）を超えた分の妊婦健康診査費用

2 申請方法

最後の妊婦健診から1年以内に、いずれかの方法で申請してください。

(郵送による場合は必着、インターネットによる場合は日付が変わるまで有効。)

(1) 郵送による申請

「3 申請に必要な書類」をそろえて、「7 申請書類の提出先(郵送)及び問合せ先」へご郵送ください。

(2) インターネットによる申請

QRコードから申請フォームに入ってください、必要事項を入力してください。

【注意】必ず郵送が必要な書類がありますので、電子申請のみで手続きは完結しません。

郵送が必要な書類は「3 申請に必要な書類」の③川崎市母子手帳別冊、⑥受診証明書(該当の方のみ)、⑦申立書(該当の方のみ)等です。

インターネットによる申請はこちら(事前登録が必要です)

「川崎市妊婦健康診査費用助成申請フォーム(妊婦健診の払い戻し・償還払い申請)」



3 申請に必要な書類 ※郵送された書類の返却はいたしませんのでご注意ください。

① 川崎市妊婦健康審査費用助成申請書	申請書は市ホームページからダウンロード、又は区役所地域支援課(母子健康手帳交付窓口)で配布しています。
② 領収書のコピー及び診療明細書コピー	里帰り等により、補助券が使用できず全額自己負担していただいた受診日のもの。1ページ目の対象外の費用に当てはまらないことを申請前にご確認ください。 ※令和4年4月からコピーの提出に変更しました。
③ 川崎市母子健康手帳(別冊) ※表紙に妊婦氏名を要記入	未使用であれば、医療機関記入欄の記載の有無は問いません。 助産所では、21,000円、8,000円の補助券は利用できませんので、ご注意ください。 ※未使用の補助券のみの送付でも審査は可能ですが、審査が遅れる場合があります。
④ 母子健康手帳「妊娠中の経過」のコピー	医療機関等が記入する、診療月日・施設名がわかるページのコピー。 川崎市の母子健康手帳をお持ちの方は、8～9ページが該当のページです。 仮に未記入の場合であっても必ずご提出ください。 ※妊婦健康診査を受診したら、医療機関で必ず「妊娠中の経過」に記載してもらってください。
⑤ 振込先の口座情報がわかるもののコピー ※申請書に記載する口座情報と必ず一致させてください。	金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナがすべてわかるもの。 預金通帳やキャッシュカードのコピー、ネット銀行等で通帳がない場合は、パソコン等の画面を印刷したもの等。 ※旧姓の口座名義で申請する場合は、振込が終わるまで名義変更をしないでください。 振込不能により支払が遅くなります。
⑥ 受診証明書 ※補助券・領収書を紛失した場合のみ提出 ※医療機関の押印又は署名が必要です。	該当の方のみご提出ください。発行に係る文書料は、自己負担となります。 ●領収書を紛失した場合 紛失した日付について、受診機関で証明を受けてください。 ●補助券を紛失した場合 受診した妊婦健診すべてについて、受診機関で証明を受けてください。
⑦ 申立書 ※母子健康手帳交付前に流産した方のみ	該当の方のみご提出ください。発行に係る文書料は、自己負担となります。用紙は市のホームページからダウンロードいただくか、各区役所地域支援課の窓口で配布しています。

4 よくある質問

Q. 母子健康手帳交付前に受診した分は、払い戻しの対象になりますか？

A. 原則対象外です。ただし、診療明細書の内容および医療機関等に確認した結果、妊婦健診を実施していると認められれば、払い戻しの対象になる場合があります。(通常、母子健康手帳交付前に行う検査は、妊娠判定や胎嚢の確認、心拍確認等で妊婦健診には該当しません)

Q. 払い戻しの対象となる領収書は無いが、手元に補助券が残った場合はどうすればいいですか？

A. 金券ではないので、払い戻しには該当しません。各自で破棄してください。

Q. 申請してからどのくらいで振込(入金)されますか？

A. 申請書類は、届いたものから順次確認作業を行っており、振込および通知書の送付等には、申請書が届いた日から4か月程度お時間をいただいております。また、書類の不備等がある場合や振込不能となった場合には更にお時間がかかることもあります。

確定申告に間に合わなかった場合は、還付申告という制度もありますので、詳しくは税務署にお問合せください。

※医療費控除の申請の際は、助成額を差し引いた額で申請してください。

Q. 領収書と明細書のコピーはどのようにコピーしたものを送ればいいですか？

A. 受診者の名前、受診日、医療機関等の名称、領収金額(明細など内訳がわかるように)がはっきりと確認できるよう全面コピーしてください(カラーコピーは不要です)。なお、用紙サイズは原則A4とし、同日受診分の領収書・明細書は1枚になるべく収めてください(上記の項目が判別できれば、縮小印刷でも可といたします)。

Q. 入院中に受診した妊婦健診の費用は払い戻しの対象になりますか？

A. 領収書及び明細書のコピーの内容および医療機関等への確認の結果、妊婦健診を実施していると認められれば、払い戻しの対象となります。

Q. 申請の際に診療明細書は必ず提出しなくてははいけませんか？

A. 医療機関等によっては領収書の内訳だけでは妊婦健診かどうか判断できない場合があります。判断できない場合は、医療機関に電話確認を実施しますが、医療機関によっては個人情報保護の観点から回答を得られない場合があります。回答が得られず、妊婦健診か判断できない場合は、払い戻しの対象外となってしまいますので、医療機関等から発行されている場合は必ずご送付ください。

Q. 書類が届いているか、電話で確認できますか？

A. 多くの郵便物が届くため、到達確認には時間がかかる場合があります。また、郵便物の不着事故についての責任は負いかねますので、差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便などのご利用をお勧めします。

新生児聴覚検査費用の払い戻しのご案内

新生児聴覚検査は、先天性の聴覚障害を早期に発見するための新生児を対象とした聴覚検査です。検査実施機関において全額自己負担で検査を受けた場合は、川崎市へ申請をすることで検査費用の助成を受けることができます。なお、受診券を利用して検査を受けた場合は償還払いの対象外となります。

スマートフォン・PCから償還払い申請ができます。
詳細は市ホームページで御確認ください。

川崎市 新生児聴覚検査

